

私学課長 様

教 育 振 興 室
高 等 学 校 課 長

「平成 28 年度新規高等学校卒業生用就職支援希望カード」及び
「平成 29 年度高等学校用就職支援希望カード」の作成について（依頼）

標記について、下記のとおり関係の高等学校に周知していただくとともに、貴課で取りまとめのうえ、教育振興室高等学校課（生徒指導グループ）まで提出をお願いいたします。

記

1 目 的

「平成 28 年度新規高等学校卒業生用就職支援希望カード」「平成 29 年度高等学校用就職支援希望カード」（以下「カード」という。）は、卒業時あるいは中退時に未就職の生徒の就職活動を支援するため、大阪労働局（ハローワーク）及び「JOB カフェコーナー（JOB カフェコーナー（OSAKA しごとフィールド）」から、大阪労働局、大阪府商工労働部、及び「JOB カフェコーナー（JOB カフェコーナー（OSAKA しごとフィールド）」等が実施する就職支援施策等の情報を提供する際の資料とする。

2 対 象 者

- (1) 平成 28 年度卒業生及び平成 29 年度秋季卒業生のうち、就職を希望しながら卒業時に未内定である者（学校斡旋就職希望者でない者を含む）及び進路が卒業時に未定の者で、卒業後、大阪労働局（ハローワーク）、府商工労働部及び「JOB カフェコーナー（OSAKA しごとフィールド）」から就職支援施策等の情報の提供を受けることを希望する者。
- (2) 平成 29 年度内に高等学校を中退する者のうち、就職を希望しながら中退時に未定である者、及び進路が中退時に未定の者で、中退後、大阪労働局（ハローワーク）、府商工労働部及び「JOB カフェコーナー（OSAKA しごとフィールド）」から就職支援施策等の情報の提供を受けることを希望する者。

3 手 順

- (1) 生徒本人が、保護者と相談・確認し、「カード」に支援希望内容等を記入。
- (2) 学校は、「カード」に連番の整理番号を付け、「平成 28 年度新規高等学校卒業生用就職支援希望カード一覧表」または「平成 29 年度高等学校用就職支援希望カード一覧表」（以下「一覧表」という。）を作成。
- (3) 高等学校課生徒指導グループあてに「就職支援希望カード在中」と記し、逡送により提出。

4 提出期限

- (1) 新規高等学校卒業生用の「カード」と「一覧表」については、平成29年3月21日（火）必着とする。
 - ※ ただし、卒業式が提出期限後の学校にあつては、卒業式後速やかに提出すること。
 - ※ 対象者のいない学校は提出不要。
- (2) 中退者用の「カード」と「一覧表」については、各月ごとにまとめて随時提出すること。
 - ※ 対象者のいない学校は提出不要。

5 留意点

- (1) 生徒とその保護者に、事業の内容を十分説明し、「カード」の「記」にある【「就職支援希望カード」の取扱いについて】の同意を得た上で、本人・保護者の希望により記入させること。
- (2) 個人情報については、「大阪府個人情報保護条例」等に基づき、適正に取扱うこと。

6 その他

「カード」提出者には、学校から全員に対して、住居地のハローワーク（公共職業安定所）に「求職登録」を行うよう勧奨すること（「求職登録」していることが参加の条件となる支援事業もある）。なお、「求職登録」を行わない提出者に対しては、後日、ハローワークから状況確認等のため電話等により連絡することがある旨も周知すること。

併せて、「JOB カフェコーナー（OSAKA しごとフィールド）」への来場についても勧奨すること。

【本件連絡先】

教育振興室 高等学校課

生徒指導グループ 安川 嘉亮

TEL 06-6941-0351 内線 3433

FAX 06-6944-6888

E-mail YasukawaY@mbox.pref.osaka.lg.jp